

5 佐藤英行議員

- 1 岩内町関連施設の冷房設備設置について
- 2 泊原子力発電所の「安全協定」と「安全確認協定」について
- 3 能登半島地震を踏まえた原子力防災計画について



1 岩内町関連施設の冷房設備設置について

7月に山形県の高校生24名が修学旅行で、8月に大学のゼミ生30名が研修で岩内町を訪れ、岩内地方文化センターの会議室、研修室、視聴覚室で研修が行われました。

各会議室等に冷房設備がなく、窓を開ければ外からの雑音がうるさく、学生たちは汗だくになって研修をしていました。

岩内地方文化センターは、町内外の多くの人たちや団体が利用する施設であります。

地球温暖化が進んでおり、体調維持のためにも冷房設備は必需品となっています。

岩内町における施設、役場庁舎も含め、岩内地方文化センター、郷土館、木田金次郎美術館、働く婦人の家などの研修室や会議室には冷房設備が設置されておられません。

町の施設の冷房設備の実態はどのようになっているのか。

早急に冷房設備を各会議室等に設置すべきではないですか。

【答 弁】

町 長：

1 項めの冷房設備の実態はどのようになっているのかと、2 項めの早急に冷房設備を各会議室等に設置すべきではないかにつきましては、関連がありますので、併せてお答えいたします。

町が所有、管理する公共施設につきましては、施設の数も多く、施設規模や利用状況の違い等もあり、冷房設備の設置状況は様々であります。

主な特徴としては、役場庁舎や保健センターなど、近年建設した施設は、構造上、断熱効果が高いうえ、建設当初より概ね冷房設備を設置済みの建物が多く、一方、建築年数が一定程度経過した施設については、新しい施設に比べ、利用頻度や利用実態を考慮したうえで、冷房設備の設置箇所を一部に限定している所が多くあると言えます。

近年は、猛暑の期間も長く、地球温暖化による平均気温の高まりが北海道においても顕著に現れている現状を踏まえ、これまで町では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等も有効に活用しながら、令和2年度から令和4年度にかけては、全9施設でエアコンや網戸の設置等を行い、児童・生徒のほか、施設利用者の安全確保や環境改善に努めてきており、今年度においても、より体調管理に注意や配慮が必要な高齢者の利用が多い老人福祉センターやデイサービスセンター、霊苑において、必要な予算措置を行い、順次、冷房設備が設置されており、少しずつではあるものの、各施設の環境改善は進んできているものと考えております。

一方、冷房設備が未設置の公共施設では、人材開発センターや働く婦人の家など、比較的、風通しの良い立地状況から、窓の開放や扇風機の使用のみで一定程度の環境は確保されている施設がある反面、高齢者の利用が主である施設や利用頻度は高くないものの、地域コミュニティの拠点としての役割も果たしている施設などもあり、これらについては、今後、地域住民の声なども正確に把握しながら、冷房設備の設置についての具体的な検討が必要なものもあると認識しております。

いずれにいたしましても、公共施設における今後の冷房設備の整備にあたっては、令和8年4月の義務教育学校の開校に伴い、現在の小中学校4校で使用しているスポットクーラー数十台が、一般備品となる可能性も含んでおり、閉校後の活用方針の決定内容と併せて、各公共施設の活用に係る方向性も踏まえながらの慎重な検討が必要となることから、今後におきましても、公共施設全体の利用状況や優先順位、設置の効果などを十分に把握・検討しながら、限られた財源の中、各施設の環境改善に努めて参ります。

【答 弁】
教 育 長：

1 項めの、冷房設備の実態はどのようになっているかと、2 項めの、早急に冷房設備を各会議室等に設置すべきではないかについては、関連がありますので、併せてお答えします。

近年の気候変動の影響により、夏の平均気温が上昇していることから、公共施設においても、より一層の暑さへの対策が求められております。

こうした中、岩内地方文化センターを始めとする教育委員会が所管する施設においても対策を検討してきたところではありますが、全ての施設へのエアコン設置には、多額な費用もかかることから、施設の使用頻度や利用状況などによる優先度を考慮し、対策を進めてきたところでもあります。

岩内地方文化センターにつきましては、大ホールのほか、アトリウムやホワイエ等には、平成元年の開館当初から冷房設備を整備しておりますが、和室や会議室、図書室等にはない状況でありました。

そのため、昨年度、施設環境を含めて改めて点検し、会議室、研修室につきましては、経年劣化により開閉しづらくなっていた窓を、本年度、窓枠の改修を実施し、窓からの風の通りの改善を図ったところであり、さらに、移動式のスポットクーラーを1台購入し、必要に応じて、文化センター内で使用しているところでもあります。

また、図書室につきましては、その性質上、比較的滞在時間が長いことや、書籍の保管においても、湿度管理ができることにより、状態を維持するうえで有効であることから、壁掛型のエアコンを設置したところでもあります。

次に、木田金次郎美術館につきましては、ティーラウンジには冷房設備がないものの、展示室やシアターなどには整備しており、郷土館及び町民プールにつきましては、冷房設備は未設置であることから、換気扇や扇風機等で対応している状況であります。

その他、両保育所及び地域子育て支援センターにつきましては、冷房設備を整備済みであり、小中学校につきましては、昨年度、各普通教室にスポットクーラーを購入し、設置が完了しているところでもあります。

こうした状況を踏まえ、今後においても、人が多く利用する場所を中心に、各施設における利用者層や使用頻度等を確認し、必要性和優先度等を検証したうえで、会議室等の冷房設備の整備に向けて、財政部局と協議してまいります。

< 再 質 問 >

公共施設全体の利用状況や優先順位、設備の効果を把握・検討しながらとありますけれども、把握・検討はもうしてるはずですが。冷房設備の具体的設置計画を教えてくださいたいと思います。

【答 弁】

町 長：

冷房設備が未設置の公共施設につきましては、現時点において具体的な設置計画はありませんが、高齢者の利用が主である施設や地域コミュニティの拠点としての役割も果たしている施設への設置検討も含め、今後、地域住民の声なども正確に把握するとともに、各年度の予算編成時において協議を行い、各公共施設の活用に係る方向性も踏まえながら、冷房設備の設置について、具体的な検討を進め、引き続き各施設の環境改善に努めて参ります。

【答 弁】

教 育 長 :

岩内地方文化センターを始めとする教育委員会が所管する施設の具体的な設置計画は策定しておりませんが、人が多く利用する場所を中心に各施設における利用者層や使用頻度等を確認し、必要性和優先度等を検証したうえで、具体的な検討を進めてまいります。

2 泊原子力発電所の「安全協定」と「安全確認協定」について

昭和61年2月に北海道、岩宇4町村、北海道電力との間で泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書（安全協定）が締結されました。

また、2011年3月に起きた福島第一原発事故を踏まえて岩宇4町村を除く16後志市町村と北海道、北海道電力との間で平成25年1月に泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書（安全確認協定）を締結しました。

安全協定、放射性物質の放出管理、第3条、丙は発電所から周辺環境へ放出する放射性希ガスからのガンマ線及び液体廃棄物中の放射性物質に起因する実効線量が、発電所周辺において原子力委員会が定めた線量目標値以下になるよう原子炉施設の維持、改善及び放出の管理を行うものとするあり、安全確認協定では同じ内容が第4条にあります。安全協定では原子力委員会となっているところが、安全確認協定では、原子力規制委員会となっています。

原子力委員会と原子力規制委員会の各々の設立趣旨は。

原子力委員会と原子力規制委員会が定めた線量目標値は。

放射性物質の放出管理が原子力委員会と原子力規制委員会にあることはダブルスタンダードではないか。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、原子力委員会と原子力規制委員会の各々の設立趣旨はについてであります。

はじめに、原子力委員会の設立趣旨であります。原子力委員会は、我が国の原子力の研究、開発及び利用は、これを平和の目的に限り、安全の確保を旨とし、民主的な運営の下に、自主的にこれを行い、成果を公開し、進んで国際協力に資するという方針で、将来のエネルギー源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上に寄与することを目指して行うことを定めた、原子力基本法が昭和30年12月19日に制定され、これに基づき、国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るために、この法律によって昭和31年1月1日に設置されたものであります。

次に、原子力規制委員会の設立趣旨であります。原子力規制委員会については、平成23年3月11日に発生した東京電力福島原子力発電所事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないために、そして、我が国の原子力規制組織に対する国内外の信頼回復を図り、国民の安全を最優先に、原子力の安全管理を立て直し、科学的・技術的見地から公正中立に、かつ独立して意思決定を行うために設置されたものであります。

2 項めは、原子力委員会と原子力規制委員会が定めた線量目標値はについてであります。

泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書、及び泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書で規定されております線量目標値につきましては、ともに昭和50年に原子力委員会によって定められた、発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針に基づく、実効線量で年間0.05ミリシーベルト以下に設定されているところであります。

なお、法令で定める線量限度の実効線量は、年間1ミリシーベルトとなっております。

3 項めは、放射性物質の放出管理が原子力委員会と原子力規制委員会にあることはダブルスタンダードではないかについてであります。

各協定で規定しております、放射性物質の放出管理における線量目標値の基準については、先ほどご答弁申し上げました原子力委員会によって定められた、発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針に基づく基準を適用しているものであります。

したがいまして、ご質問にあります放射性物質の放出管理についての線量目標値は、原子力委員会・原子力規制委員会がともに同基準を適用していることから、異なる2つの基準を使い分けることを意味する、いわゆるダブルスタンダードになるものではないと認識しております。

3 能登半島地震を踏まえた原子力防災計画について

3月定例会において原子力防災計画の実効性について質問しました。私は6月に能登半島の地震被害の視察をして来ました。

それを踏まえて質問します。

屋内退避の時、家屋が損壊して退避できない場合どうするのか。

屋内退避できたとしても家屋には放射能の密閉・遮蔽機能はないが見解は。

ライフラインが途絶えれば屋内退避はできないのではないのか。

モニタリングポストの機能が停止した場合、モニタリングに基づいての退避はできないのではないのか。

東日本大震災の実績から中央防災会議が道路支障を1kmあたり0.11から0.17か所と推定している。原発事故避難の場合、数10kmの移動とすればその間、数か所そのような状態が予想される。この道路支障は主要道路のみで、自宅周辺のアksesルートの損傷もある。どう避難できるのか。

安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素に曝露される24時間前から曝露後2時間までの間に服用することで初期の効果が期待できるとされ、屋内退避、退避できない場合も含め、服用・配布は不可能と考えるが見解は。また、安定ヨウ素剤はいつ、どこで、どのように服用するのか。

事故が起き避難が必至となった場合、様々な部署で対応が求められる。避難所開設、要配慮者の放射能防護施設への移動、避難先への派遣、避難指示、安否確認等がある。岩内町民全員が避難するための対応要員は何人と試算しているのか。役場職員、消防職員の対応する要員はそれぞれ何人か。

避難のためのバスは後志全体で何台必要なのか。岩内では何台で、どこが用意するのか。

3月定例会で、避難道路が使えない場合は、陸路以外での避難を優先的に考え、自衛隊や海上保安庁に協力を要請し、ヘリコプターや船の使用も想定しており、基本的には、避難そのものが全て不可能になるものではないと答えているが、全て不可能になるものではないとする根拠は何か。

能登半島地震による教訓・知見を踏まえて町独自の課題抽出、その対応を町として計画の見直し準備をするとあるが、その準備過程でどのような課題が出てきたのか、また見直しは。

本年10月31日に行われる北海道原子力防災総合訓練において、能登半島地震の教訓・知見をどのように生かし、反映していくのか。

【答 弁】

町 長：

1 項めの、屋内退避の時、家屋が損壊して退避できない場合はと、2 項めの、屋内退避できたとしても家屋には放射能の密閉・遮蔽機能がないが見解はと、3 項めの、ライフラインが途絶えれば屋内退避はできないのではないかについては、関連がありますので併せてお答えします。

屋内退避につきましては、原子力災害対策指針に定められておりますが、その中で、住民等が比較的容易に行動できる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線が遮へいされることから、放射線の影響を低減することができる防護措置とされております。

さらに、同指針において、原子力災害の特殊性を踏まえた上で、国際放射線防護委員会の勧告等により、住民等の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くすると同時に、被ばくを直接の要因としない健康等への影響も抑えることが必要であるとした基本的考え方のもとでの措置であることから、屋内退避による防護措置は有効であると考えております。

また、避難行動要支援者のうち、避難の実施により、健康リスクが高まっている方についての、放射線防護対策施設での退避は、特に有効であると考えております。

こうした中、泊発電所周辺地域原子力防災計画において、地震等の発生や、それに伴うライフラインの途絶等により、家屋における屋内退避が困難な場合には、町内の避難所等での屋内退避とされており、町における現状としては、平成27年に完成した役場庁舎など7箇所については、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に定められている耐震安全性を備えており、一定の強度があると考えております。

また、その利用が困難な場合は、隣接する町村の避難所等の利用について、北海道に調整を要請することを基本的な考え方としております。

4 項めは、モニタリングポストの機能停止の場合、モニタリングに基づいての退避はできないのではないかについてであります。

モニタリングポストの機能停止時における対応につきましては、泊地域の緊急時対応において、可搬型モニタリングポストやモニタリングカー等を別途配備し、対応することとされており、これにより緊急時モニタリング活動の全ての機能が停止することはないものと考えております。

5 項めは、道路支障の場合、どう避難できるのかについてであります。

避難道路の確保につきましては、国道を基本の避難経路として、複数の経路設定がされているほか、様々な事態に備え、陸路のみならず、空路や海路などの使用も確保するなど、複層的に対策が講じられているところであり、また、盛り土締め固め度など、東日本大震災を教訓とした改訂により、効果が得られている道路もあると承知していることから、あらゆる避難方法を検討し、選択していく中で、一時滞在場所までの住民避難は可能であると考えております。

6 項めは、屋内退避、退避できない場合も含め、安定ヨウ素剤の服用・配布は不可能では。いつどこでどのように服用するのかについてであります。

UPZにおける安定ヨウ素剤の配付・服用については、平成29年3月に北海道が考え方を示しており、この中で配布のタイミングとして、バスにより避難する場合は、バス避難集合場所で緊急配布し、自家用車により避難する場合は、避難退域時検査場所で緊急配布するとし、また、服用にあたっては、服用

についての説明や服用可否の確認など服用手順に基づき行うとしており、緊急時の安定ヨウ素剤の配布・服用は可能と考えております。

7項めは、岩内町民全員避難の対応要員は何人と試算しているのか。役場職員、消防職員の対応要員は何人かについてであります。

原子力災害時において、町民全員が札幌の一時滞在場所に避難する事態となる想定といたしましては、発電所から放射性物質が放出され、原子力災害対策指針で定める、UPZ内における防護措置実施の基準であるOILが、空間線量率20マイクロシーベルトパーアワーを超えたことによりOIL2になった場合であります。町の非常配備体制につきましては、放射性物質が放出されていない段階であっても、原子力災害対策指針に定める、緊急事態区分を判断するEALが警戒事態となった時点で、第2非常配備体制をとることとしているため、町職員全員が災害対応にあたることとなります。

こうしたことから、令和6年9月1日現在の人数で申し上げますと、役場職員の対応要員の人数につきましては、148名となっております。消防職員の対応要員の人数につきましては、32名となっております。

8項めは、避難のためのバスは後志全体で何台必要か。岩内町は何台で、どこが用意するのかについてであります。

UPZ内での一時移転は、緊急時モニタリング結果に基づき、対象地域を特定し、一週間程度以内を実施することとなります。自家用車による住民避難等も想定されることから、必要となるバスの台数についてはその時の状況に応じて変動するものと考えております。

そのため、バスの確保につきましては、町から北海道に対し、乗車場所や見込まれる輸送人数、必要台数等を記載した住民避難用バス運行要請書を送付することで、その時点において必要とされる台数のバスが手配されることとなっております。

また、避難用バスにつきましては、北海道及び北海道バス協会が策定した、原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領に基づき輸送を要請するに当たっての基本的な方針や手順が定められております。

なお、令和2年12月改定の泊地域の緊急時対応によりますと、UPZ町村が所在する地域での保有台数は1,178台であります。

9項めは、避難が全て不可能になるものではないとする根拠についてであります。

避難道路の確保につきましては、岩内町地域防災計画において地震時に通行を確保すべき道路ネットワークとして、国道・道道・基幹となる町道が指定避難所を拠点として定められております。

また、泊地域の緊急時対応として、岩内町の一時滞在場所となる札幌市までの避難経路としては、国道276号から国道230号を基本避難経路とし、その他複数の避難経路が設定されているところであります。

さらには、避難道路が使用できない場合には、陸路以外での避難を優先的に考え、自衛隊や海上保安庁に協力を要請し、ヘリコプターや船の使用も想定しているなど、不測の事態における国の実動組織による各種支援が確実に見込まれ、様々な状況を想定した多岐にわたる避難方法・避難経路が確保されているという意味からも、基本的には、避難そのものが全て不可能になるものではないと考えているところであります。

10項めは、町独自の課題抽出、その準備過程でどのような課題が出てきた

のか。見直しはについてであります。

泊発電所周辺地域原子力防災計画につきましては、国の防災基本計画及び北海道地域防災計画に基づいております。

本年6月に国の防災基本計画の修正がなされ、既に公表されているところがありますが、公表内容としましては、被災地の情報収集や侵入方策及び自治体支援等について、能登半島地震の災害の教訓が盛り込まれているところであり

ます。今後は、国の防災基本計画の修正内容をもとに、北海道においても、北海道地域防災計画の見直しが図られていくものと考えており、町といたしましては、国や北海道の動向を注視するとともに、町独自の課題については、一定程度の検証期間を要することから、現時点では具体的な課題の抽出には至っておりませんが、計画の修正時期に合わせ、引き続き課題抽出のための各種作業を継続してまいります。

11項めは、10月31日実施の北海道原子力防災総合訓練において、能登半島地震の教訓・知見をどのように生かし、反映しているのかについてであります。

本年10月31日に実施予定の北海道原子力防災総合訓練につきましては、この度の能登半島地震で顕在化した課題を踏まえ、道路寸断による孤立地域の発生を想定した救出救助訓練や、ドローンを活用した災害情報伝達訓練のほか、放射線防護施設損傷に伴う移転訓練などを実施する予定と北海道より伺っております。

町といたしましても、北海道原子力総合防災訓練に併せて実施する独自訓練の実施内容について検討を重ねながら、より実効性の高い訓練となるよう努めてまいります。

< 再 質 問 >

先ほど答弁の中で、安定ヨウ素剤の服用についてでありますけれども、原子力規制庁は、緊急時にプルーム通過時の防護措置が必要な範囲や実施すべきタイミングを正確に把握することは出来ず、持ち帰って分析するのであれば最低でも1日か2日かかる。そのため、タイミングは容易に示せないとの見解が示されております。

つまり、いつ服用すべきかの情報を提供する手順がそもそも成立していないのではないのでしょうか。

バスの手配の関係ですが、燃料価格の高騰や運転手の不足などでJRの路線廃止に伴う代替バスの手配ができてない、また路線の廃止や減便が現実にあります。さらには、バスは都市圏に多く、原発現場に待機しているわけではありません。

原発事故と1月1日に起きた能登半島地震程度の地震を想定した複合災害を考えた場合、道路破損でバスは来ることができません。乗用車も動きません。

この能登半島地震について、北海道新聞は、志賀原発周辺で、石川県が避難ルートに定める国道や県道計11路線のうち、7路線が通行できなくなった。11路線につながる道も各地で寸断し、30キロ圏内の輪島市と穴水町では8集落で計535人が孤立状態となった。石川県の原子力防災担当者は、車での避難は現実的に難しかった。ここまで大きな地震が起きるとは思っていなかったと北海道新聞が報道しております。

北海道がその責任を負うというのであれば、具体的に北海道はバスの確保、運転手の確保をどのようにしてるのか。岩内に来るバスを北海道はどのようなフローチャートで手配をすと言っているのか。放射能が環境に出た場合の想定はしているのか。

能登半島地震では、多くの家屋が損傷し住める状態ではありません。そこにいれば当然のごとく被ばくします。事故が起きれば。

町内の7か所には一定の強度があるとのことですがけれども、志賀町の放射線防護施設、総合体育館、老人ホーム、小学校、病院、文化センター、防災センターなど7か所、この放射線防護施設が損傷や異常が起きています。

可搬型モニタリングポストやモニタリングカーは道路の損傷で機能しません。

岩内町の職員、消防職員は全員ということですが、地震災害と原発事故対応両方には現実的には対応できません。そして今は、必要なバスの台数も把握してない。能登半島地震の教訓と知見は、大規模、多数の道路損壊で避難できず、津波・海岸隆起で回路の避難もできず、住宅全壊、半壊多数で屋内退避できず、モニタリングポスト18か所欠測、可搬型モニタリングポストも設置できず、モニタリングカーも走行できず、通信途絶、情報伝達できず、自治体は原子力防災業務を担う余力はなし、放射能放出で外部からの支援ストップ、このような状況になるのが現実であります。町長が常日頃言っている、安全追求には終わりが無いというのであれば、現実に困難であるなら困難、課題であるなら課題、そういう具体的なことを言うべきではないのでしょうか。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、安定ヨウ素剤を服用すべきタイミングについての情報を示す手順は成立していないのではないかについてであります。

緊急時における安定ヨウ素剤の服用タイミングについては、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部または地方公共団体から服用指示が出されることとなっておりますが、一方で、北海道は、関係町村等と連携し、独自の判断により住民等に対し、原則として医師の関与の下で安定ヨウ素剤を配布・服用を指示することとされております。

そうしたことから、町といたしましては、規制庁からの指示がない場合でも、緊急時には、北海道の指示により配布が可能となっていることから、安定ヨウ素剤服用のタイミングを逃すことのないよう、北海道とも連携してまいります。

2 項めは、バスの手配について、北海道はバスの確保、運転手の確保をどのようにしているのか。どのようなフローチャートで手配すると言っているのか。放射能が環境に出た場合の想定をしているのかについてであります。

UPZ内での一時移転に必要となる避難バスの確保については、北海道及び北海道バス協会により、原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領に基づき輸送を要請するに当たっての基本的な方針や手順が定められております。

この要領の中で、バス運転手の確保については、運転手の安全確保を大前提とし、その他被ばく線量限度や防護措置や、被ばく管理などについても盛り込まれております。

また、運行要領は、北海道バス協会の定例理事会の議を経て承認されたものであり、この運行要領に基づき、バス事業者と調整を行うことに変わりがないことを北海道バス協会と確認している旨、北海道より伺っていることから、町としてはバス避難は実行できるものと考えております。

いずれにいたしましても、バスの手配につきましては、北海道の責務において、北海道と北海道バス協会が連携した中で、運行要領の枠組みに沿った対応がなされるものと認識しております。

3 項めは、能登半島地震の教訓・知見を踏まえ、安全追求に終わりが無いというならば、現実的に困難なら困難、課題なら課題と具体的に言うべきではないかについてであります。

原子力防災・一般防災問わず、災害は、私たちの予想を超える被害をもたらしてきますが、私たちはそうした教訓・課題を一つ一つクリアしながら、住民の安全・安心を守る施策を講じていかなければならず、そのハードルは高いものと認識しており、まさに安全対策に終わりはないものと考えております。

この度の能登半島地震において示された、能登半島地震における災害応急対応の自主点検レポートや今後さらに示される知見を踏まえ、顕在化された課題の抽出と、それに対する有効な新技術及び方策を可能な限り取り入れながら、今後も、引き続き住民の安全・安心を守るため、防災対策に力を傾注してまいりたいと考えております。